

小牧市学校給食献立作成委員会設置要綱

〔平成 28 年 3 月 16 日〕
〔27 小教学給第 341 号〕

（設置）

第 1 条 学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資することを踏まえ、学校給食の献立の内容について必要な事項を協議するため、小牧市学校給食献立作成委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）学校給食の献立の作成に関すること。
- （2）その他学校給食の献立に関すること。

（組織等）

第 3 条 委員会は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1）小牧市立小中学校の P T A 代表
- （2）小牧市立小中学校長
- （3）小牧市立小中学校の教諭
- （4）小牧市立小中学校の養護教諭
- （5）小牧市立小中学校の栄養教諭又は学校栄養職員
- （6）教育委員会事務局学校給食課長
- （7）教育委員会事務局学校教育課長

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、教育委員会事務局学校給食課長をもって充てる。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校給食課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(小牧市学校給食献立作成委員会要綱の廃止)
- 2 小牧市学校給食献立作成委員会要綱(昭和 58 年 7 月 1 日施行)は、
廃止する。

附 則 (平成 31 年 3 1 小教学給第 7 8 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 2 小教学給第 1 1 0 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。